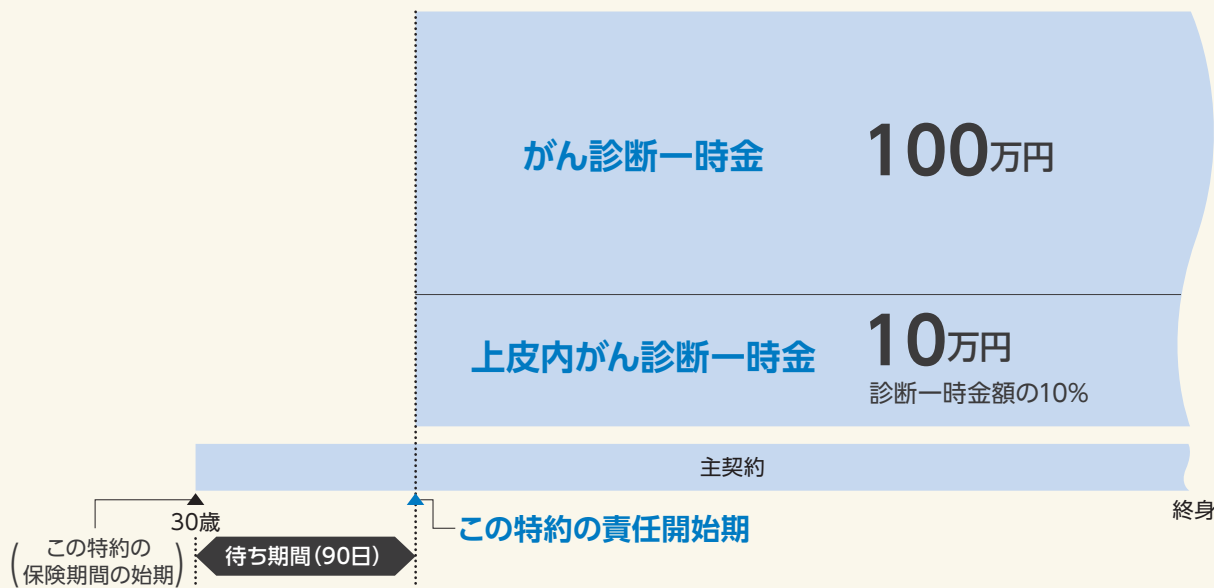


ジブラルタ生命の がん診断一時金特約(14) [無配当]

がんを治療するためには多額の費用が必要。もしもの出費の備えとなる特約です。

特約付加例 ■ 契約年齢(被保険者)：30歳(男性) ■ 診断一時金額：100万円
 ■ 特約保険期間：終身 ■ 特約保険料払込期間：終身



給付金名称	支払事由	支払額	支払限度
がん診断一時金	この特約の保険期間中に下記のいずれかに該当されたとき 1回目 初めてがん(*)と診断確定されたとき 2回目 以降 がん(*)の治療を目的とする1泊2日以上入院をされたとき (*) 上皮内がんを除きます。	100万円	ありません (ただし、2年に1回)
上皮内がん診断一時金	この特約の保険期間中に初めて上皮内がんと診断確定されたとき	10万円 診断一時金額の10%	1回

※90日間の待ち期間中は、がん診断一時金および上皮内がん診断一時金のお支払いはありません。

- 1 入院、手術、その他初期費用等、**使い道が自由な診断一時金**をお受取りいただけます。
- 2 支払事由に該当された場合、**何度でも、がん診断一時金**をお受取りいただけます。
(2年に1回が限度となります。)
- 3 上皮内がんと診断確定された場合、**一度だけ、上皮内がん診断一時金**をお受取りいただけます。

 ご検討にあたってご確認いただきたい事項を裏面の「くわしくは…」に記載していますのでご覧ください。



くわしくは・・・

この特約における「がん」「上皮内がん」について

- この特約における「がん」とは、「がん診断一時金特約(14)条項 附則 対象となる悪性新生物、上皮内新生物」に定めるものをいいます。また、「上皮内がん」とは、同附則中に定める上皮内新生物のことをいいます。

責任開始期について

- この特約の責任開始期は、この特約の保険期間の始期からその日を含めて90日(待ち期間)目の日の翌日とします。

がん診断一時金のお支払いについて

- 直前に支払われたがん診断一時金の支払事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した後、がん(上皮内がんを除きます)の治療を目的として1泊2日以上入院された場合、がん診断一時金をお支払いします。

※がんの進行度を示す指標(*)においてステージ0(0期)の病期分類となっている病変は、がん診断一時金のお支払対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌(非浸潤性乳管癌、腎盂・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等)や大腸の粘膜内癌等は、がん診断一時金のお支払対象ではありません。

(*)国際対がん連合(UICC)により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことをいいます。

その他

- この特約には解約返戻金はありません。
- この特約は、医療保険(14)(保険料払込中無解約返戻金型)に付加してご契約いただきます。
- この特約の保険料払込方法には年払・半年払・月払がありますが、主契約と同一の払込方法になります。
- この特約の保険期間・保険料払込期間は、主契約と同一になります。



当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。

詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点でのジブラルタ生命所定の範囲内となります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」等のお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項等を記載したものです。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社 / 〒100-8953 東京都千代田区永田町 2-13-10

コールセンター

0120-37-2269

通話料
無料

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

<お問合せ先(担当者)>

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。